

# 商工もばら

商工もばら 第551号  
(毎月1回発行)  
発行所: 茂原商工会議所  
茂原市茂原443番地  
tel.22-3361(代)  
発行責任者: 河野万由美  
編集責任者: 石橋 佑亮

茂原商工会議所アドレス  
<http://www.mobara-cci.or.jp>



花の名前『キンモクセイ』

2020 **11**  
November



商工会議所

茂原商工会議所で検索!!

さらに充実した内容となっておりますので、ぜひご覧ください!!

茂原商工会議所 検索

■会員数 / 1176事業所  
(令和2年9月30日現在)

## 経済だけではない「ウイズコロナ」

10月に入り、少し肌寒く感じる日も増えてきました。

国内では、1月より新型コロナウイルス感染症の影響が続いています。

最近では「経済とコロナの共存」として『ウイズコロナ』というワードを良く耳にしますが、10月は経済だけでなく、季節的な風水害や、インフルエンザとコロナの共存についても考えておかなければなりません。

コロナ禍での災害時、3密を避けることが重要とされているこの状況下で、どのように避難すればよいのか? 事前に備えておかなければならないものは何か? など、災害が起きてからではなく、起きる前に家族や職場で準備しておくことで、感染拡大や二次災害の被害を最小限に留めることができるかもしれません。

また、ピーク時には1日100人超の感染者を出すインフルエンザに関しても、改めてマスクの着用や手洗いうがいの徹底、また予防接種を受けることで、重症患者の増加や医療機関の圧迫を防ぐことができるかもしれません。

こういった様々なケースに於ける対応策を考えることも、ある種の「ウイズコロナ」ではないでしょうか?

引き続き、茂原商工会議所では、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けている中小・小規模事業者に対する経営相談窓口を設置しております。資金繰り、助成金制度などの活用についてご相談を受け付けていますので、是非ご利用ください。

### outline

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた 施策・支援策一覧(10月9日時点) 他.....2
- インフォメーション.....6

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた **施策・支援策一覧** (10月9日時点)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向け施策一覧について

■ **新型コロナウイルス感染症関連ホームページ**

URL(国・経済産業省)⇒<https://www.meti.go.jp/covid-19/>



**融 資**

■ **新型コロナウイルス対策マル経融資(国:日本政策金融公庫)**

商工会議所による経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫等が融資を行うマル経融資制度において、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した事業者向けの別枠融資制度。

対象事業者	①最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者 ②市内で1年以上事業を営み、6か月以上前から商工会議所の指導を受けている方		
限度額	1,000万円(別枠)	返済期間	〈設備〉10年以内(据置4年以内) 〈運転〉7年以内(据置3年以内)
利息	当初3年間は1.21%(10月1日現在)⇒0.31%(-0.9%) 4年目以降は経営改善利率	お問合せ先	茂原商工会議所 TEL 0475-22-3361

■ **新型コロナウイルス感染症特別貸付(国:日本政策金融公庫)** [日本政策金融公庫HP]⇒

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたしている事業者向けの融資制度



対象事業者	最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方 <small>※業歴3か月以上1年1か月未満の場合、店舗増加、合併、業種転換、設備投資や雇用などで前年(前々年)同期と単純に比較ができない場合は個別にご相談ください。</small>		
限度額	〈中小事業〉 6億円(別枠) 〈国民事業〉 8千万円(別枠)	返済期間	〈設備〉 20年以内(据置5年以内) 〈運転〉 15年以内(据置5年以内)
利息	〈中小事業〉当初3年間／1.11%⇒0.21% 〈国民事業〉当初3年間／1.36%⇒0.46% 各事業4年目以降基準金利	お問合せ先	日本政策金融公庫 千葉支店 〈中小事業〉TEL 043-243-7121 〈国民事業〉TEL 043-241-0078

■ **特別利子補給制度(実質無利子化)(国)**

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

適用対象	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上を比較し、以下の要件を満たす方。 ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし ②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少 ③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高▲20%減少		
対象期間	借入後当初3年間(最長)	補給対象上限	〈中小事業〉2億円 〈国民事業〉4千万円 <small>※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計金額</small>
お問合せ先	(独)中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 TEL 0570-060-515(平日・休日 9:00~17:00) [HPはこちらから]⇒		





## 給付金・支援金

### ■ 持続化給付金(国)

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

農業・漁業・製造業・飲食業・小売業・作家・俳優業など幅広い業種の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

対象事業者	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人 ※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」、「今年1月から3月の間に創業した事業者」も新たに支援対象となりました。		
条 件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。 ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 ③法人の場合は、(I)資本金の額または出資の総額が10億円未満又は、 (II)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。		
給付上限額	<法人>200万円以内 <個人>100万円以内 ※但し、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。	お問合せ先	持続化給付金コールセンター ●2020年8月31日(月)以前に申請された方 直通番号 0120-115-570・IP回線 03-6831-0613 ●2020年9月1日(火)以降に新規申請された方 直通番号 0120-279-292・IP回線 03-6832-6631
各種リンク先	持続化給付金には、申請の時期に合わせて2つのホームページがあります。 2020年8月31日(月)以前に申請された方はこちら <a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/index2.html">https://www.jizokuka-kyufu.jp/index2.html</a>  2020年9月1日(火)以降に新規申請される方はこちら <a href="https://jizokuka-kyufu.go.jp/">https://jizokuka-kyufu.go.jp/</a> 		

### ■ 家賃支援給付金(国)

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する事を目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

対象事業者	テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等		
条 件	5月～12月において以下のいずれかに該当する者 ①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少している事 ②連続する3カ月の売上が前年同月比で30%以上減少している事		
各種リンク先	家賃支援給付金HP URL⇒ <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html</a> 	お問合せ先	家賃支援給付金ポータルサイト(申請等) URL⇒ <a href="https://yachin-shien.go.jp/">https://yachin-shien.go.jp/</a> 
申請サポート会場	会場：茂原商工会議所 3F(役員室) ※完全予約制の為、事前に上記ポータルサイト、コールセンターより予約受付を行ってください。	お問合せ先	<給付金に関する相談・お問合せはこちら> フリーダイヤル：0120-653-930(平日・土日祝 8:30～19:00) <給付金の申請サポート会場予約はこちら> フリーダイヤル：0120-150-413(平日・土日祝 9:00～18:00)

申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6か月分の給付額に相当する額を支給。

給付額		上限額	支払賃料		給付額(月額)
			75万円以下	75万円超	
法人	600万円	600万円	75万円以下		支払賃料×2/3
			75万円超		50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人	300万円	300万円	37.5万円以下		支払賃料×2/3
			37.5万円超		25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

## 給付金・支援金

### ■ 千葉県中小企業再建支援金(千葉県)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた中小企業等が行う、3つの「密」の防止、飛沫感染・接触感染の防止等の感染症予防対策や、休業した事業者の営業再開に向けた周知、感染予防のための設備や消耗品類の整備、テナント料の負担などを総合的に支援するため、売上が大きく減少している事業者に対して支援金を給付します。

対象事業者	中小企業者(中小企業基本法による定義)であり、以下のいずれかに該当する事業者 ①1月以降の売上が前年同月と比較し50%以上減少している事。 ②6月以降の連続する3カ月の売上が、前年比で30%以上減少する事業者 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき休業等の要請を行った施設を有する者は要請に応じている事。 ※現在、制度改正に伴う要領改正及びシステム改修を行っており、受付を停止しています。開始時期や制度の詳細が決まり次第、下記サイトよりお知らせします。	
支援金額	最大40万円 ※詳細は右特設サイトをご覧ください。	千葉県中小企業再建支援金特設サイト
お問合せ先	千葉県中小企業再建支援金相談センター TEL 0570-04-4894	URL⇒ <a href="https://www.chiba-shienkin.com/">https://www.chiba-shienkin.com/</a>



### ■ 茂原市中小企業再建支援金(茂原市)

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業者に対し、事業の再開や継続のため、支援金を給付します。

対象要件	次のすべての要件を満たしている必要があります。 ①「千葉県中小企業再建支援金」の交付を受けていること。※要件の緩和および申請期限が延長となりました。 ②茂原市内に主たる事業所を有している中小企業者および個人事業主であること。 ③「茂原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付を受けていない事業所(施設)であること。		
支援金額	1事業者につき10万円(1回限り)	各種リンク先	オンライン申請はこちらから <a href="https://amarys-jtb.jp/mobara/">https://amarys-jtb.jp/mobara/</a>
申請方法	オンライン申請または郵送 ※本支援金事務は、一部業務を市から(株)JTB千葉支店に委託しています。	お問合せ先	茂原市役所商工観光課 TEL.0475-20-1528 FAX.0475-20-1604
受付期間	令和2年10月30日(金)16時00分まで ※「千葉県中小企業再建支援金」の申請期限延長に伴い、本支援金も申請期限の延長を予定しています。		



## 助成金・補助金

### ■ 雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置(国)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

特例対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)		
お問合せ先	最寄りの都道府県労働局又はハローワーク 《千葉県労働局》TEL 043-221-4393 《茂原ハローワーク》TEL 0475-25-8609		
各種リンク先	厚生労働省「雇用調整助成金に係る特例措置内容について」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a> 【特例措置の内容】・助成内容・対象の大幅な拡充・受給要件の更なる緩和・活用方法 等		



### ■ 働き方改革推進支援補助金(新型コロナウイルス感染症のためのテレワークコース)

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

対象	テレワークを新規で導入する、もしくはテレワークを継続して活用する労働者災害補償保険の適用中小企業主		
助成される取組内容	テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知、啓発、外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサル等		
各種リンク先	働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症のためのテレワークコース) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html</a>		



## 助成金・補助金

### ■ 小規模事業者持続化補助金《コロナ特別対応型》(国)

小規模事業者持続化補助金(一般型)は、小規模事業者の販路拡大等のための取組を支援する者ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路拡大などの取組を支援する「コロナ特別対応型」も設置されています。

対象者	小規模事業者等	補助率	2/3(下記B・Cに該当する場合は3/4)
補助事業	補助対象経費の1/6が、 A:サプライチェーンの毀損への対応 B:非対面型ビジネスモデルへの転換 C:テレワーク環境の整備のいずれか(複数も可)の要件に合致すること。		
特徴	上記要件A/B/Cの取り組みについて評価が高いものから順に採択される。 2020年2月18日以降に発生した経費は遡及適用される。	申込締切	第5回 2020年12月10日(木)【必着】
事業再開枠	業種ごとのガイドラインに基づく感染拡大防止の取組を行う場合は、定額補助・上限50万円を上乗せされます。 【対象経費】①消毒 ②マスク ③清掃 ④飛沫対策 ⑤換気 ⑥その他衛生管理 ⑦PR		

## 青年部通信

### 青年部次年度会長に「原田佑介氏(有原田運送)」を選任



次年度会長  
原田 佑介氏



県青連出向者  
今井 裕敏氏



令和2年度 青年部役員

当所青年部(飛留間会長)は臨時総会(書面決議)を開催し、令和3年度会長に原田佑介氏(現・副会長)の就任が満場一致で承認されました。

原田氏は次年度への抱負として、「創立40周年を迎える佳節の年に会長を拝命することに身の引き締まる思いであり、地域経済の振興と会員企業の更なる発展のため、人一倍汗を流していく所存です(要旨)」との決意を述べました。(新体制は来年4月1日より発行する)

又、同総会において、次年度県青連出向者に今井裕敏氏(有今井設備工業)が選出されました。

### 新型コロナウイルス感染拡大防止セミナーを実施



9月16日(水)商工会館2階大会議室にて、ウィズコロナの経済活動活性化に向けた「コロナ対策宣言のPR事業」として、専門家を招いて除染講習を行い、受講された方には【キラキラの街 元気に営業中】(写真)のポスターを配布しました。

このポスターを貼ることで、お店の利用者だけでなく、事業所各自が、感染予防に責任感をもち、感染拡大が考えられる冬に向け、もう一度意識を高めていきたいと思えます。

青年部では、今後も同講習会を実施する予定ですので、ポスターの掲示をされたい方は是非次回の講習会にご参加ください。



セミナーの様子

# INFORMATION

茂原商工会議所  
インフォメーション

耳より情報!



## 日本政策金融公庫貸付金利改定のお知らせ

○経営改善貸付 年1.21%(R2 10.1現在)

## 「相談窓口」となり 「皆さんの事業」を支援します

●中小企業における「経営革新・業種変更」「創業・ベンチャービジネス」及び「よろず相談」等の、窓口相談と支援を行っています。

### 弁護士による法律相談を行っています

当所会員の方は  
お気軽にお問合せください。

会員企業  
限定

- 相談日 11/13金
- 時間は、14時～17時
- 相談料 無料
- 事前予約が必要となります。

※詳細はHPをご覧ください。  
URL <http://www.mobara-cci.or.jp>

**茂原商工会議所・中小企業相談所**  
住所:茂原市茂原443番地  
TEL:22-3361 FAX:23-7895

## 千葉県信用保証協会による 定例相談会を実施

毎月10日 要予約 相談料無料

お問合せ  
茂原商工会議所・中小企業相談所 TEL:22-3361

## 小規模企業共済制度ご案内

■個人事業主や会社役員のみなさんを応援する国の共済制度です!

小規模企業の、個人事業主又は会社等の役員の方がやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

安心・確実な国の共済制度

掛金にも共済金にも税制上のメリット

事業資金等の貸付制度も充実

ライフプランに合わせた共済金の受取方法

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/124>

## 更新日が近い方は、今すぐお電話を。 集団扱自動車保険のご案内

### ◆この制度の特徴

- 集団扱の契約者となれるのは茂原商工会議所会員事業所及びその役員、従業員の方々が加入できます。
- 自動車保険の保険料が一般で加入した場合と比べて年払いなら5%割引、月払いでも分割割増がありませんので、実質保険料が割安になります。
- 保険料は保険開始月の2ヶ月後にご指定の口座より自動引落としとなりますので、加入時に現金のご用意は不要です。
- 他の保険会社等（一部共済を除く）から切替えても無事故割引が継承できます。

※上記は「集団扱自動車保険の概要」をごく簡単に説明したものです。詳しい内容を記載した「パンフレット」「重要事項説明書」をご覧ください。また、ご不明な点、具体的な手続きその他詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

### ◆引受保険会社 一順不同一

あいおいニッセイ同和損保 TEL:0475-23-5311

損保ジャパン日本興亜 TEL:0475-20-3527

AIG損害保険 TEL:043-382-4020  
(A06A151176)

## 倒産防止共済制度

■連鎖倒産から中小企業を守ります!

取引先企業の倒産による連鎖倒産から事業主を守る共済制度です。

- ① 最高8,000万円の共済の貸付けが受けられます。
- ② 共済金の貸付けは無担保・無保証人です。
- ③ 掛金は税法上、経費または損金に算入できます。
- ④ 一時貸付金制度も利用できます。

小規模企業共済・倒産防止共済についてのお問合せは

茂原商工会議所 TEL 22-3361

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/125.html>

## Go To Eat キャンペーン事業

## 飲食店参加登録受付中!

本事業は、プレミアム付き食事券の発行や、ポイント還元を実施することで、①新型コロナウイルスの影響で外食をする機会が減少した事による飲食店や、食材を提供する農林漁業への影響の改善、②感染予防対策に取り組む飲食店の需要を喚起し、同時に食材を供給する農林漁業者を支援する。

以上①②を目的とした事業であり、加盟店の申請受付を行っております。

## 【お問合せ先】

- 事業者向：0570-052-080 (受付時間:10:00~19:00 平日のみ)

詳細及び申請は右記QRコードよりお進みください。▶



## Go To Travel キャンペーン事業

## 旅行・宿泊代金割引／地域共通クーポン登録開始!

本事業は、多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとする事業であり、加盟店の申請受付を行っております。

(※本事業への加盟には、事前登録が必要となります。)

## 【お問合せ先】

- ナビダイヤル：0570-017-345 (受付時間:10:00~19:00 年中無休)
- I P 電話：03-6747-3986 (受付時間:10:00~19:00 年中無休)

詳細及び申請は右記QRコードよりお進みください。▶



## 令和元年台風15号・19号および10月25日の大雨で被災された中小企業者の方へ

## 《茂原市被災中小企業者再建事業補助金》

市内の被災中小企業者が、千葉県中小企業復旧支援補助金で支援を受けた場合、茂原市独自に上乗せ補助を行います。※県への申請とは別に市への申請が必要となります。

- ◆ 対象者 千葉県中小企業復旧支援補助金の交付決定を受けた方
- ◆ 補助額 県の補助対象経費のうち、県補助分を除いた自己負担額の1/2以内 (上限額50万円)
- ◆ 申請期限 令和3年2月26日 (金)

お問合せ 茂原市商工観光課(6階) TEL 20-1528 FAX 20-1604 メール shinkou@city.mobara.chiba.jp

## 茂原商工会議所会員限定サービス 本広報誌 表紙を活用した自社PRサービスのご案内

茂原商工会議所広報誌「商工もばら」表紙を活用し、  
あなたの会社の商品・サービス・技術をPRしませんか?

- ご利用料金: 無料 (各社1回限り)
- 申込方法: info@mobara-cci.or.jp ※毎月先着1事業所様 (1月・8月を除く) ※申込には適切な内容であるかの審査がございます
- お問い合わせ: 茂原商工会議所 広報担当 TEL.22-3361

**セミナー① 120年ぶりの大改正!! 制度改正に伴う専門家派遣等事業**

**どこが変わった? ここが変わった! 紙芝居で学ぶ! 民法大改正の重要項目**



1896年の制定以来、約120年ぶりに改正となる民法が2020年4月1日に施行されました。公表されている改正法の条文を読むだけでは、業務にどのような影響があるのか、どのような準備が要求されるのかをイメージすることは難しいと思います。本セミナーでは、膨大な改正項目の中でも、特に対応が必要となってくる項目に絞り、解説いたします。

**内容** 1.総論 2.消滅時効に関する見直し 3.保証に関する見直し  
4.債権譲渡に関する見直し 5.約款(定型約款)に関する見直し

**日時**：10月20日(木) 18:00~20:00

**講師**：青葉法律事務所 弁護士 中小企業診断士 **藤堂 武久氏**  
メンタルケア心理士

**セミナー② 制度改正に伴う専門家派遣等事業**

**新型コロナウイルス対策政府施策活用セミナー「コロナ危機を乗り切る!」  
伝え方で売上UP! ~キャッチコピー&ネーミング~**



新型コロナウイルス対策の補助金や助成金の中で自社が使えるものは使いたい。支援策は数多くありますが、コロナ対策の融資、家賃支援給付金、販路開拓を目的とした小規模事業者持続化補助金のほか、事業計画作成のポイントを中心に解説します。また、今回は商品の魅力を伝えるためのキャッチコピーやネーミングについても講義を行います。『コロナの影響でモノが売れない』という声をよく耳にします。売れるために必要なコピーやネーミングに必要なのはセンスではなく、法則をしっかりと抑えて考えることです。

『いい商品なのになぜか売れない』ということでお悩みの経営者様のご参加をお待ちしています!

**内容** 1.コロナ対策の政府支援施策の概要 2.ネーミングが持つ『商品売る力』  
3.困りごとを知ればコピーは作れる 4.誰でもコピーを考えられる方程式  
5.コピーとネーミングの活用方法

**日時**：11月10日(水) 18:00~20:00

**講師**：株式会社ローカルカンパニー代表 **伊藤 隆光氏**  
中小企業診断士、ソムリエ

- ◆会場：茂原商工会議所 会議室 ◆受講料：無料 ◆定員：20名(先着順 ※定員になり次第締め切らせていただきます)
- ◆対象者：小規模事業者・中小事業者 ◆お問合せ：茂原商工会議所 中小企業相談所 TEL.22-3361
- ◆申込：電話、または、下記申込書に必要事項を記入してFAXいただくか、商工会議所ホームページよりネット申込が可能です。

茂原商工会議所 行  
FAX送信先 23-7895  
TEL 22-3361

**【セミナー受講申込書】**

◎ご記入いただきました個人情報につきましては、本セミナー開催の目的以外には使用いたしません。

希望するセミナーを ○で囲んでください。		セミナー① 10/20(木) 紙芝居で学ぶ!「民法大改正の重要項目」セミナー	
		セミナー② 11/10(水) 伝え方で売上UP! ~キャッチコピー&ネーミング~	
事業所名			
所在地	〒	-	
TEL	-	FAX	-
受講者氏名	受講者氏名		